

秋田県告示第381号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、当該都市計画の図書を秋田県建設部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成28年6月7日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 都市計画の種類及び名称
能代都市計画道路（3・5・209号荷上場線）の変更
- 2 都市計画を変更した土地の区域
変更した部分 能代市二ツ井町荷上場字町館、字館ノ下山根、字中島、字水木岱、字寺ノ下及び字上中島の一部
- 3 都市計画の変更新年月日 平成28年6月7日